

すべての子どもたちの学びを守るために学校が取り組んでいること

島根県立矢上高等学校

学校の思い

すべての子どもたちを守るために、学校では「新しい生活様式」に沿ったさまざまな対策を行っています。子どもたちが笑顔で学校生活を過ごすためにも、ご理解とご協力をお願いします。

学校の取組～「3つの密」を避けるために～

①換気の徹底

- 教室は、常時2方向の窓を開ける
- 休み時間ごとに広く窓を開けて換気する
- 校舎内（廊下等）の窓を常時開ける

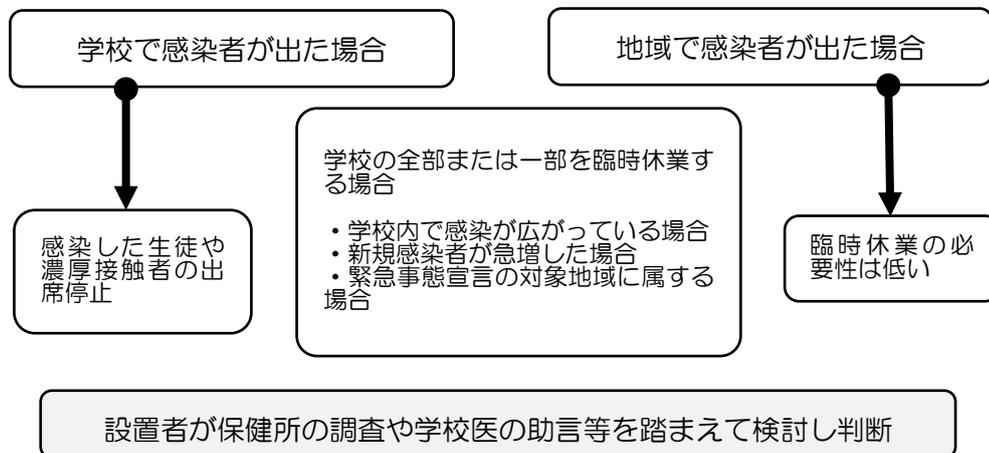
②身体的距離の確保

- 近距離での会話や発声等はできるだけ避けるよう配慮する
- 昼食時は机を向かい合わせにせず、できるだけ会話を控える
- 集会時は生徒の間隔を取り、できるだけ短時間で終了する
- 更衣室の一斉利用は避け、利用する場合も短時間とする

③その他

- マスク着用、手洗いや消毒を徹底する
- 検温等、健康観察を徹底する
- 児童生徒の心身の状況把握に努め、必要に応じてケアを行う
- 清掃時は、よく触れる箇所を水拭きし、乾燥させた後消毒液を使って拭き取りをする

（概略図）県のガイドラインに基づく学校臨時休業の考え方



※詳細は裏面のガイドラインをご覧ください。

※参考

①文部科学省

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3Ver.5）文部科学省」より臨時休業に関わる部分を抜粋

3. 臨時休校の判断について

(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校保健安全法第 20 条に基づく学校の全部または一部の臨時休業の可否等について、以下の通り判断します。

(中略)

④ (略) 学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断します。

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とすることが考えられます。

これ以外の場合には、学校教育活動を継続しますが、第 3 章 (略) も参考としつつ、状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を上げる工夫も考えられます。

②島根県

「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン【高等学校版】（令和 2 年 1 2 月 7 日時点）」より臨時休業に関わる部分を抜粋

2 臨時休業の実施について

- 生徒や教職員の感染が確認された場合、当該学校は、その生徒や教職員の学校内での活動状況がどのようであったかを確認し、県教委に連絡すること。活動の実態がある場合は、県教委において当該学校内における感染拡大の可能性等を健康福祉部等と協議の上、当該学校の全部又は一部の臨時休業を実施するか、臨時休業を実施せず、感染者又は濃厚接触者に特定された生徒の出席停止又は当該教職員の特別休暇の取得等による対応のみとするかを決定する。臨時休業を実施する場合は、この期間中に、校舎内を消毒するなどして、その後の学校再開に向けた準備を行うこと。また、臨時休業を実施せず、感染者又は濃厚接触者に特定された生徒の出席停止又は当該教職員の特別休暇の取得等による対応のみとする場合は、状況に応じて、校舎内の消毒を行うとともに、感染リスクの高い活動の見直しや、体育の授業や部活動等のマスクを着用しない活動の制限などを行うこと。
- 緊急事態宣言が出された場合において緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された場合や、県内における新規感染者が急増した場合など、地域全体の活動の自粛を強化する一環として、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請がなされた場合は、地域一斉の臨時休業を決定する場合がある。
- 生徒及び教職員の感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合には、保健所や学校薬剤師と連携して、適切に校内の消毒を行うこと。なお、症状が出ていない濃厚接触者が触った物品の消毒の必要はない。また、感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力すること。
- 学校の全部を休業する場合は、部活動（大会等の参加を含む）は原則として自粛すること。生徒又は教職員の感染が判明した日の翌日が、休日や日曜日及び土曜日などの休業日である場合は、当該休業日についても同様とすること。
- 学校の一部を休業する場合、休業するクラスの生徒は、部活動（大会等を含む）の参加を原則として自粛すること。
- 臨時休業を行う際、地域毎の感染状況に応じ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や、学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法などにより、分散登校による学校教育活動の継続を行うことが考えられる。各学校においては、あらかじめそのことを想定した準備を進めておくこと。
- 生徒又は教職員が PCR 検査を受検し、その後感染が判明したことにより臨時休業を実施することになった場合の対応については、別紙 1 「児童生徒等又は教職員に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合等の対応について」を参照すること。